

令和7年山武市議会第2回定例会 議決結果

番 号	件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	副市長の選任につき同意を求めることについて	6月3日	原案同意
議案第2号	山武市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	6月3日	原案同意
議案第3号	山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月24日	原案可決
議案第4号	山武市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	6月24日	原案可決
議案第5号	市道路線の廃止について	6月24日	原案可決
議案第6号	市道路線の認定について	6月24日	原案可決
議案第7号	財産の取得について	6月24日	原案可決
議案第8号	九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について	6月24日	原案可決
議案第9号	九十九里地域水道企業団の解散に関する協議について	6月24日	原案可決
議案第10号	九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について	6月24日	原案可決
議案第11号	令和7年度山武市一般会計補正予算(第2号)	6月24日	原案可決
議案第12号	財産の減額貸付について	6月24日	原案可決
議案第13号	財産の無償貸付について	6月24日	原案可決
報告第1号	令和6年度山武市一般会計継続費繰越計算書について	—	報 告
報告第2号	令和6年度山武市一般会計繰越明許費繰越計算書について	—	報 告
報告第3号	令和6年度山武市地方独立行政法人さんむ医療センター公債管理特別会計繰越明許費繰越計算書について	—	報 告
報告第4号	専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)	—	報 告
報告第5号	専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)	—	報 告
請願第1号	訪問介護基本報酬の引き上げと、介護報酬の再改定などを求める請願書	6月24日	採 択
請願第2号	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書	6月24日	採 択
請願第3号	「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書	6月24日	採 択
陳情第3号	電磁波を悪用(エレクトロニクス・ハラスメント)、電磁波の人体と健康への悪影響を訴え、電磁波に対する法整備・法改正を国に求める陳情書	6月24日	不採択
発議案第1号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について	6月24日	原案可決
発議案第2号	国における令和8年度教育予算拡充に関する意見書について	6月24日	原案可決
発議案第3号	訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定などを求める意見書について	6月24日	原案可決

※議案第1号の副市長および議案第2号の教育長の略歴は、次ページに掲載しております。

※発議案第1号、発議案第2号および発議案第3号の意見書本文は、次ページに掲載しております。

◆原案同意となりました議案第1号の副市長の略歴です。

略 歴

氏 名 上大川 順 (かみおおかわ じゅん)

年 齢 64歳

住 所 千葉県市原市ちはら台東

職 歴 昭和54年5月 千葉県入庁 (東葛飾支庁船橋県税事務所)
平成25年4月 千葉県総合企画部企画政策課 副課長
平成27年4月 千葉県総務部行政改革課 副課長
平成30年4月 千葉県議会事務局 総務課長
令和 2年4月 千葉県総務部 葛南地域振興事務所長
令和 3年3月 千葉県 退職 (定年)

令和 3年7月から現在 山武市副市長

◆原案同意となりました議案第2号の教育長の略歴です。

略 歴

氏 名 内田 淳一（うちだ じゅんいち）

年 齢 64歳

住 所 山武市蓮沼イ

職 歴 昭和59年4月 山武郡横芝町立横芝小学校 教諭
平成13年4月 東金市立東金中学校 教諭
平成22年4月 山武市立緑海小学校 教頭
平成24年4月 千葉県教育庁教育振興部教職員課 管理主事
平成26年4月 千葉県教育庁教育振興部教職員課 主席管理主事
兼教育振興部教職員課人事室小中学校班長事務取扱
平成27年4月 山武市立緑海小学校 校長
平成29年4月 山武市教育委員会教育部学校教育課指導室 室長
平成30年4月 千葉県教育庁企画管理部教育総務課 主幹
兼企画管理部教育総務課委員会室 室長
平成31年4月 千葉県教育庁教育振興部学習指導課 課長
令和 2年4月 山武市立成東小学校 校長
令和 4年3月 山武市立成東小学校 退職（定年）

令和 4年6月から現在 山武市教育委員会 教育長

◆原案可決となりました発議案第1号の意見書本文です。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。

また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月24日

千葉県山武市議会

内閣総理大臣	石	破	茂	様	
財務大臣	加	藤	勝	信	様
総務大臣	村	上	誠一郎	様	
文部科学大臣	あ	べ	俊	子	様

◆原案可決となりました発議案第2号の意見書本文です。

国における令和8年度教育予算拡充に関する意見書

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、令和8年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

- ・災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- ・子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
- ・安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること
- ・多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること
- ・安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・GIGA スクール構想を着実に推進し、学校現場におけるさまざまな課題に対応できる環境を整えること
など

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月24日

千葉県山武市議会

内閣総理大臣	石 破 茂 様
財 務 大 臣	加 藤 勝 信 様
総 務 大 臣	村 上 誠一郎 様
文部科学大臣	あ べ 俊 子 様

◆原案可決となりました発議案第3号の意見書本文です。

訪問介護基本報酬の引き上げと介護報酬の再改定などを求める意見書

令和6年度の介護報酬改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられた。訪問介護は、独居の方をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護を続けられず介護崩壊を招きかねない。

東京商工リサーチの調査では、令和6年の介護事業者全体の倒産や休廃業、解散の件数は、過去最多の784件に達し、そのうち「訪問介護」は529件と前年の427件から急増したとしている。

また、介護職員の賃金は、全産業平均を月額7万円下回っており、物価高騰等の影響を考えれば報酬の引き上げが必要である。

厚生労働省は、基本報酬引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げているが、これは介護ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が平均値を引き上げているものと推測される。

訪問介護の基本報酬が引き下げられた一方、介護職員の処遇改善加算の拡充がなされているが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。加えて介護現場の人手不足も年々深刻であり、介護人口が増えるほど職員の負担が増える中、報酬引下げに伴い、介護職員がさらに減るといふ悪循環が生まれている。

令和6年6月5日の衆議院厚生労働委員会では「令和6年度に行われた介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定の影響について、訪問介護をはじめとする介護事業者等の意見も聴きながら速やかにかつ十分に検証を行い、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである」との決議を全会一致でしており、処遇改善が必要である。

よって、国においては、早期に訪問介護基本報酬を見直し、介護事業を十分に支えられる報酬の再改定を行うとともに、自治体の財政負担や被保険者の保険料・利用料負担が過重とならないよう国庫負担の拡充を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月24日

千葉県山武市議会

内閣総理大臣	石	破	茂	様	
財務大臣	加	藤	勝	信	様
厚生労働大臣	福	岡	資	麿	様